

地域の皆さまへの説明会



平成28年9月

はじめに	P . 2
．東京電力の反省と誓い	P . 3
．適合性審査の状況について	P . 18
．安全対策の取り組み状況	P . 29
．原子力災害発生時の取り組みについて	P . 43
おわりに	P . 55

福島第一原子力発電所の事故から5年半が経過いたしました。今なお多くの方々に大変なご心配とご迷惑をおかけし続けておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

また、福島第一原子力発電所の事故発生当時、「炉心溶融」の言葉を使わないよう当時の社長が指示し、公表を差し控えてしまったことにつきましても、重ねてお詫び申し上げます。

本日は、前回の説明会(昨年12月)以降の柏崎刈羽原子力発電所での新規制基準の適合性審査や安全対策工事の進捗状況等に加え「炉心溶融」問題についてご説明いたします。

東京電力の反省と誓い

～ 第三者検証委員会の検証結果報告書を受けて～

1 . 報告書を受けて：東京電力の反省と誓い

(平成28年6月21日 社長会見より)

- 事故当時、「炉心溶融」という用語を使わないよう社長が指示し、公表を差し控えたことは不適切な対応であり、まさに痛恨の極みです。
- この行為が隠ぺいと捉えられるのは当然であり、深くお詫び申し上げます。
- 原子力発電所を運営する事業者のトップとして、どのような事態に直面しようとも、立地地域をはじめ、広く社会の皆さまの安全・安心を最優先に、事実を見極め、しっかりとお伝えすること、その姿勢を貫くことを、私はここに誓います。

2 . 主な経緯

事故当時の対応

- 平成23年3月11日 原子力緊急事態発生を通報、国の最初の避難指示
- 3月14日 格納容器内の放射線量と炉心損傷割合を報告したがその数値が「炉心溶融」に当たることには言及せず
- 平成23年5月15日 1号機
- 5月23日 2・3号機 炉心溶融があったと認めた

新潟県技術委員会での説明

- 「炉心溶融」の判断・公表についての質問に対し「メルトダウンという言葉の定義がなく使いにくい空気があった」と説明
- 平成28年2月上旬 事故当時のマニュアルに炉心溶融の判定根拠を社内調査で発見、2月24日に公表
- 平成28年3月23日 技術委員会で説明

第三者検証委員会

- 平成28年3月 9日 客観的・中立的検証のため第三者検証委員会を設置

3 . 第三者検証委員会の検証報告書を受けて

検証報告書での指摘（平成28年6月16日公表）

- 1 事故当時の社内マニュアルに則って、「炉心溶融」を判定・公表しなかったこと
- 2 新潟県技術委員会に事故当時の経緯を説明する中で誤った説明を繰り返したこと



当社の対応（平成28年6月21日公表）

- 第三者検証委員会の指摘に対して追加対策
- 本件を重く受けとめ、関係者を処分
- 新潟県と共同設置の「合同検証委員会」で調査を実施

4 . 当社の追加対策：通報と公表を一層強化

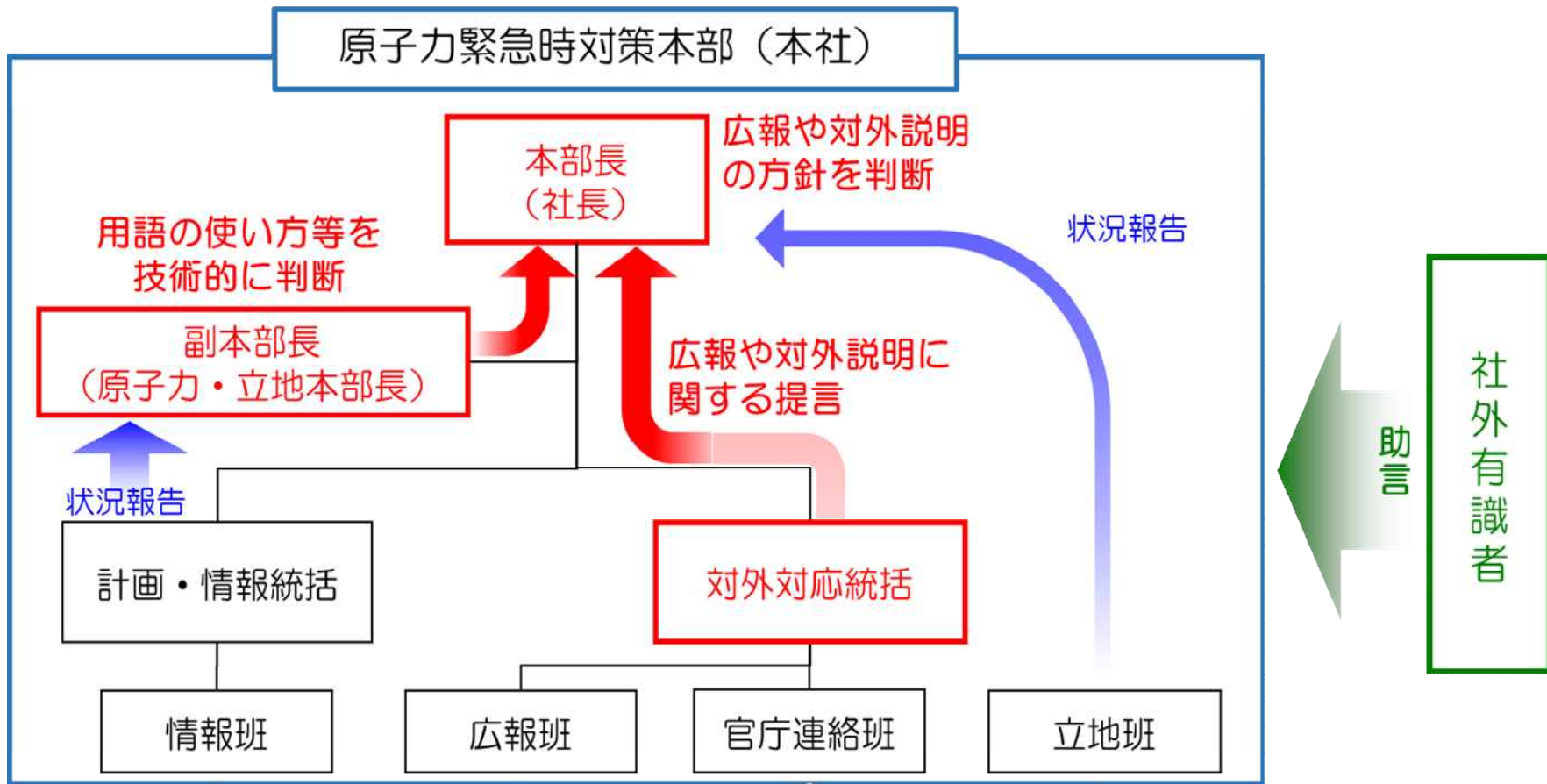
① 事故当時の社内マニュアルに則って、「炉心溶融」を判定・公表しなかったこと

- 公表する用語の使い方等を技術的に判断する責任者を設置
- 官庁対応や広報活動の総括責任者の役割明記
(社長に対し社会目線での情報発信を提言)
- 「外部からの圧力」を経営層等の研修素材や訓練に反映
- 検証用として国等への通報、会話の記録をするよう整備
- 様々な想定による緊急時訓練の実施
- 緊急時対策要員の教育内容見直しやテストの実施

2 新潟県技術委員会に事故当時の経緯を説明する中で誤った説明を繰り返したこと

- 社員に対し、
 - 各種事故調査報告書の内容以外でも「積極的に報告する」姿勢の徹底
 - 情報提供呼びかけ（事故当時の通報・公表や新潟県との合同検証委員会での検証内容）
- 重要な社外報告や業務課題等について、原子力部門全員で情報共有することを強化

【参考】当社の緊急時対応体制と情報の流れ



平成28年6月21日当社公表資料より

**東京電力は、どのような事態に直面しても、
立地地域をはじめ、広く社会の皆さまの
安全・安心を最優先とし、しっかりと事実を
遅滞なくお伝えすることを誓います。**

以下、参考資料

(参考) 検証報告書の問題指摘

① 事故当時の社内マニュアルに則って、「炉心溶融」を判定・公表しなかったこと

- 官邸や保安院の関与と指示について、具体的な内容までは確認できず
- しかし、当時の社長が幹部や広報担当者に「炉心溶融」という用語を使わないよう指示し、社内でその用語を控えるべきとの認識が広がっていた
- その結果、公表の際「炉心溶融」という用語の使用を避けた
- 「炉心溶融」という用語を使用しなかったことによる国の避難指示等の実施への影響はほとんどなかったものの、福島県や自治体に対する説明としては不十分だった

追加対策 : 通報と公表を一層強化 (スライド14,15)

2 新潟県技術委員会に事故当時の経緯を説明する中で誤った説明を繰り返したこと

- 「炉心溶融」という用語は学術的・一般的に定義がなく、技術委員会に「メルトダウンという言葉の定義はない」と説明
- しかし事故当時の社内マニュアルでは「炉心損傷割合5%を超えた場合は『炉心溶融』と判定する」と記載
- 技術委員会での誤った説明は、当時のマニュアルに記載があったにもかかわらず、担当する社員間の相互確認が不足しており、広く社内に目を向けた調査をせず説明をしたことによるもの

追加対策 : 情報の収集と共有強化 (スライド16,17)

- **様々な緊急時訓練を継続的に実施**
 - 放射線が刻々と上昇するシナリオなども高頻度で実施
- **幅広い役割を理解するよう教育内容を見直し**
 - 緊急時対策要員が他メンバーの役割を理解
- **緊急時対策要員に対して理解度テストを実施**
 - 任命時と定期的にマニュアル類の研修とテストを実施

(参考) 既に実施済の対策

- 米国で実績のある指揮命令の仕組みを導入
- 緊急時対策要員が使うマニュアル体系の再構築
- 緊急時対策要員全員への教育と力量管理の仕組みを導入
- まれにしか起こらない事態が発生した場合でも、適切な行動を取ることができるよう訓練を実施

- 公表する用語の使い方等を技術的に判断する責任者を設置
- 官庁対応や広報活動の総括責任者のマニュアルを改訂
 - 社長に対し社会目線での情報発信を提言
- 「外部からの圧力」を経営層等の研修素材や訓練に反映
- 国等への通報・会話を記録し検証できるような環境整備

(参考) 既に実施済の対策

- 官庁対応や広報活動を行う総括責任者を設置
- 社会目線で社外に対応するリスクコミュニケーターを設置
- 本社と各発電所や関係箇所と連携した広報訓練を実施

- 社員に対し、「積極的に報告する」姿勢の徹底と社内外への明示
- 事故当時の通報・公表に関する社員情報を改めて広く収集
- 新潟県との合同検証委員会での検証項目に関する情報提供を呼びかけ

(参考) 既に実施済の対策

- 企業倫理遵守体制の整備、「言い出す仕組み」の構築
- 事故以降設置したソーシャルコミュニケーション室を中心とした社会目線の啓発活動
- リスクコミュニケーターによるリスク情報の収集や、リスク公表・情報発信等についての迅速な提言

- 重要な社外報告や業務課題等について、原子力部門全員で情報共有することを強化
- 情報を正しく理解し共有する社員の力量を向上するため、安全設計根拠の学習や専門家育成を促進。また「原子力人材育成センター」を活用し、世界標準の体系的な教育手法を導入

(参考) 既に実施済の対策

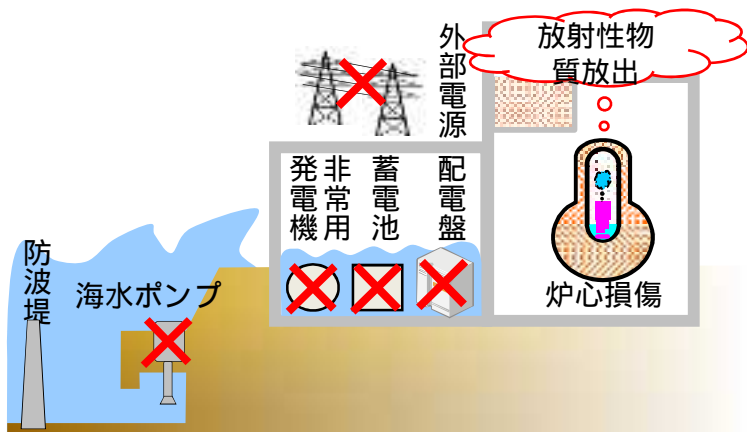
- 社内における情報共有のため、幹部社員による情報共有会議を実施。様々な機会を通じて幹部社員のメッセージを社内電子掲示板へ掲載。また経営層からのメッセージ発信、安全文化に関するグループ対話活動等を実施
- コミュニケーション意識と社会的感性を高めるため、広報部門への駐在研修、社外講師の講演の実施

柏崎刈羽原子力発電所6,7号機の 適合性審査の状況について

1. 福島第一原子力発電所事故の教訓と新規制基準

- 新規制基準は、事故の教訓・知見等を踏まえ平成25年7月に施行
- 当社は、平成25年9月27日に6,7号機の新規制基準適合性審査を申請、安全対策について原子力規制委員会が客観的に評価

福島第一原子力発電所事故の概要



事故の教訓・知見等

新規制基準への反映

- 『閉じ込める』機能を失う
- 炉心損傷・水素発生
- 『冷やす』機能を失う
- 津波で所内の電源を失う
- 地震で所外からの電源を失う

- テロリズム等への備え
- 重大事故への備え
- 異常事態への備え
- 地震・津波への備え

- 意図的な航空機衝突への対応
- 緊急時の対応手順・体制整備
- 指揮所等の支援機能の確保
- 放射性物質の拡散抑制対策
- 格納容器破損防止対策
- 炉心損傷防止対策
- 火災防護対策の強化・徹底
- 内部溢水対策の導入
- 自然現象の想定引き上げ (森林火災・竜巻・火山を新設)
- その他設備の信頼性向上
- 耐震・耐津波性能の強化
- 地震・津波の想定引き上げ

2. 新規制基準適合性審査の状況

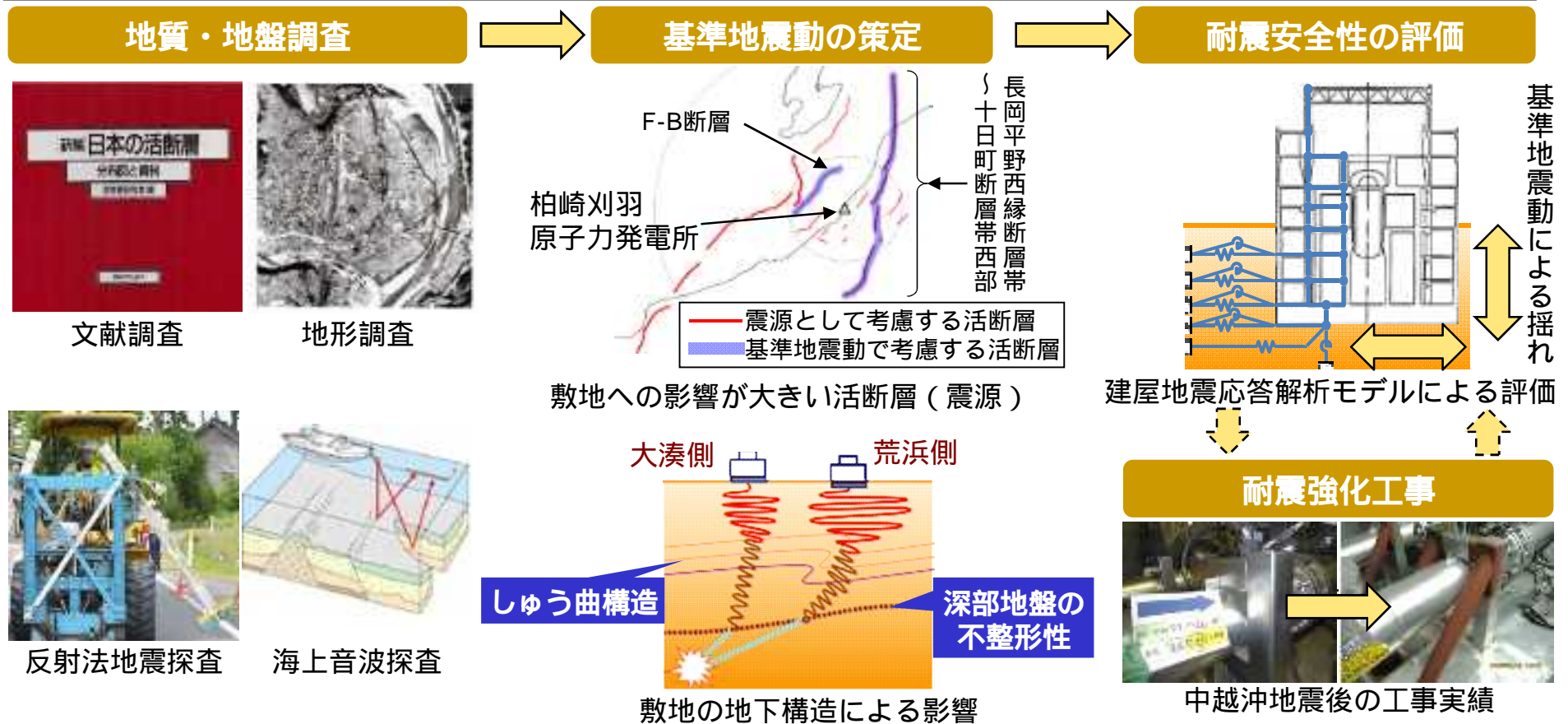
■ 耐震設計など一部の審査が実施されており、その他はまとめ資料を作成中

事故の教訓・知見等	主要な審査項目	審査の状況
テロリズム等への備え	故意による大型航空機の衝突等への対応	
重大事故への備え	技術的能力	
	制御室（緊急時対策所含）	
	放射性物質拡散抑制設備	
	フィルタベント	
異常事態への備え	確率論的リスク評価・安全対策の有効性評価	
	火災防護対策	
	内部溢水対策	
	外部火災（影響評価・対策）	
	竜巻（影響評価・対策）	
地震・津波への備え	火山（対象の抽出・対策）	
	耐震・耐津波設計	
	敷地周辺・敷地内の断層の活動性	
	地震動・津波高さの想定	

：審査会合後に指摘事項に対する回答を行い、まとめ資料を作成中、 ：審査会合にて議論が継続中

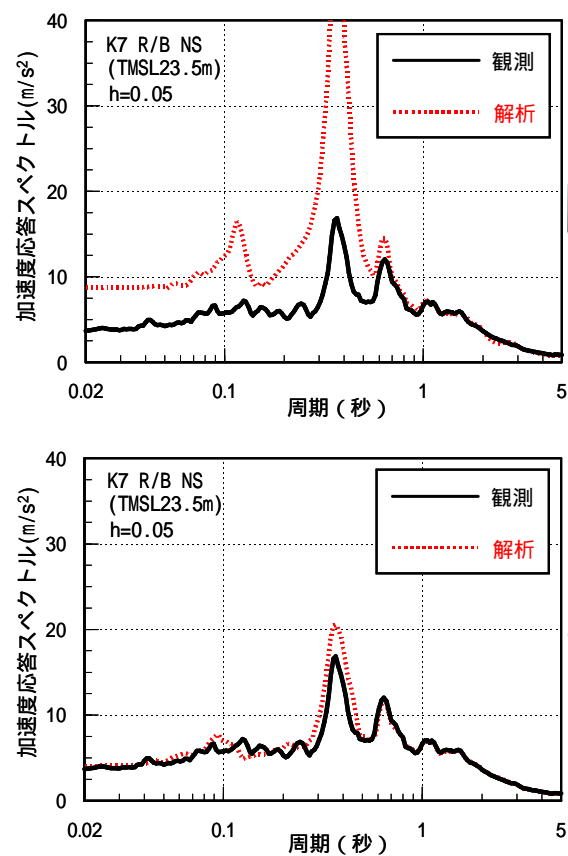
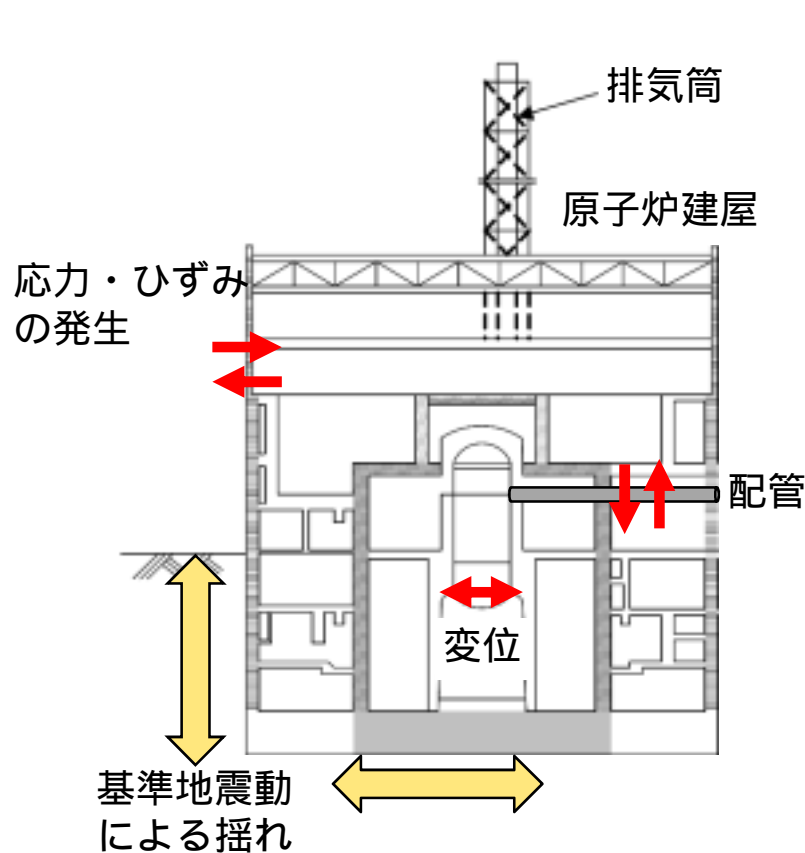
3-1 . 耐震安全性の確認の流れ

- 審査では、地質・地盤調査の現場確認、敷地への影響が大きい活断層（震源）の特定、敷地の地下構造による影響の把握などを確認
- 当社は、これらを踏まえて基準地震動を策定し、耐震安全性を評価



3-2 . 耐震設計方針の審査

- 当社は、中越沖地震後の再稼働で国に説明した解析モデルを採用
- 審査では、上記手法が建設時に認可された手法と異なることから、評価手法の妥当性について慎重な審査が実施中



観測に対する
解析の再現性が
向上

4 . 原子力規制委員会による現地調査

- 一連のプラント関連の審査を踏まえ、平成28年7月22日に原子力規制委員会が2回目の現地調査を実施（地震・津波関連でも別途現地調査を3回実施）

アルカリ制御 薬液タンク



高圧代替注水ポンプ



夜光塗料を塗布した弁ハンドル



発電所構内の地形



大容量放水設備

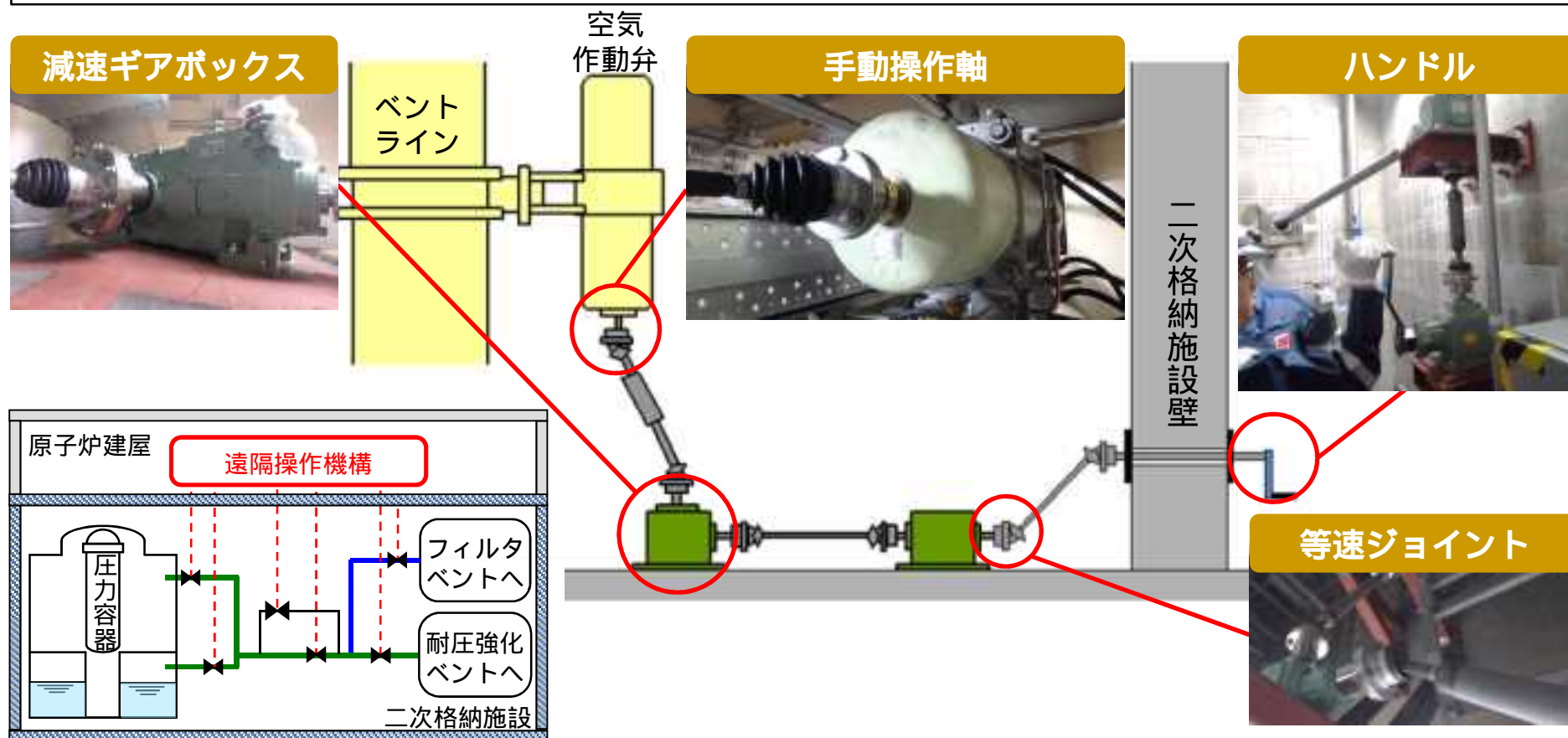


免震重要棟 緊急時対策所



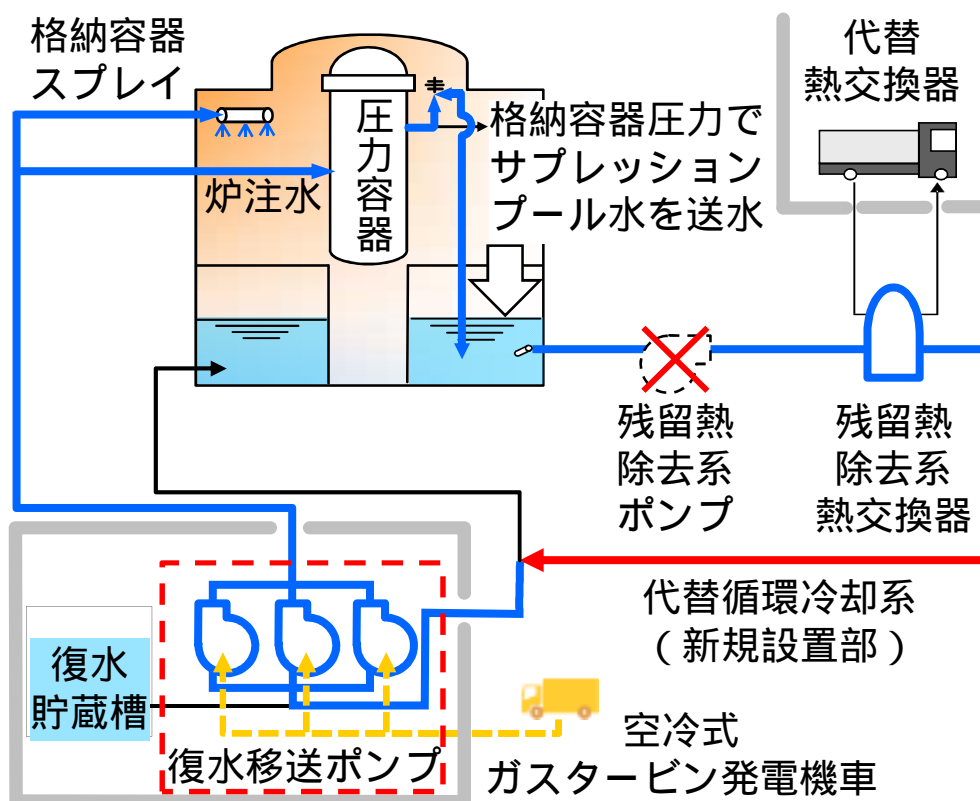
4-1 . 格納容器ベント弁の遠隔操作機構

- 当社は、専用ポンペによる遠隔操作方法を申請。審査を踏まえ、人力で開閉操作できるように遠隔操作機構を追加設置
- 追加した機構の操作性について、実際にハンドルを回して確認



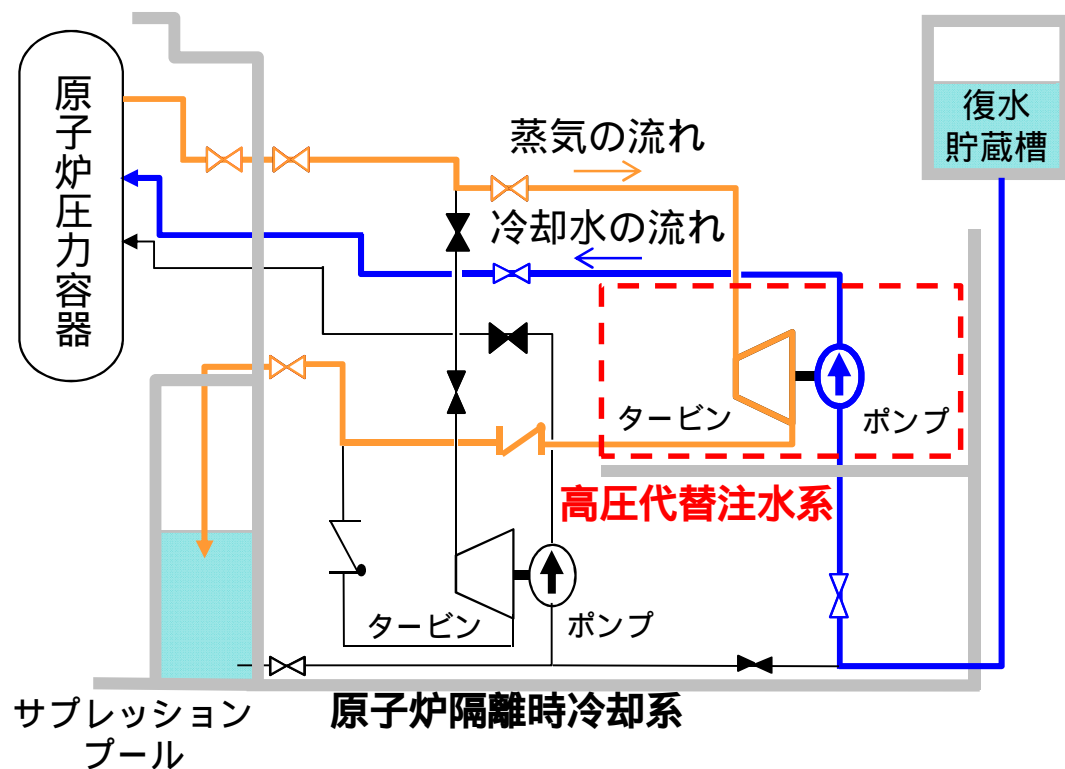
4-2 . 代替循環冷却系による格納容器ベントの回避・延伸

- 当社は、フィルタベントに加えて、代替循環冷却系を設置
- 審査では、格納容器を冷やして圧力上昇を抑制することでベントの回避・延伸できることを当社から提案し、先進的な取組として現場を確認



4-3 . 高压代替注水系

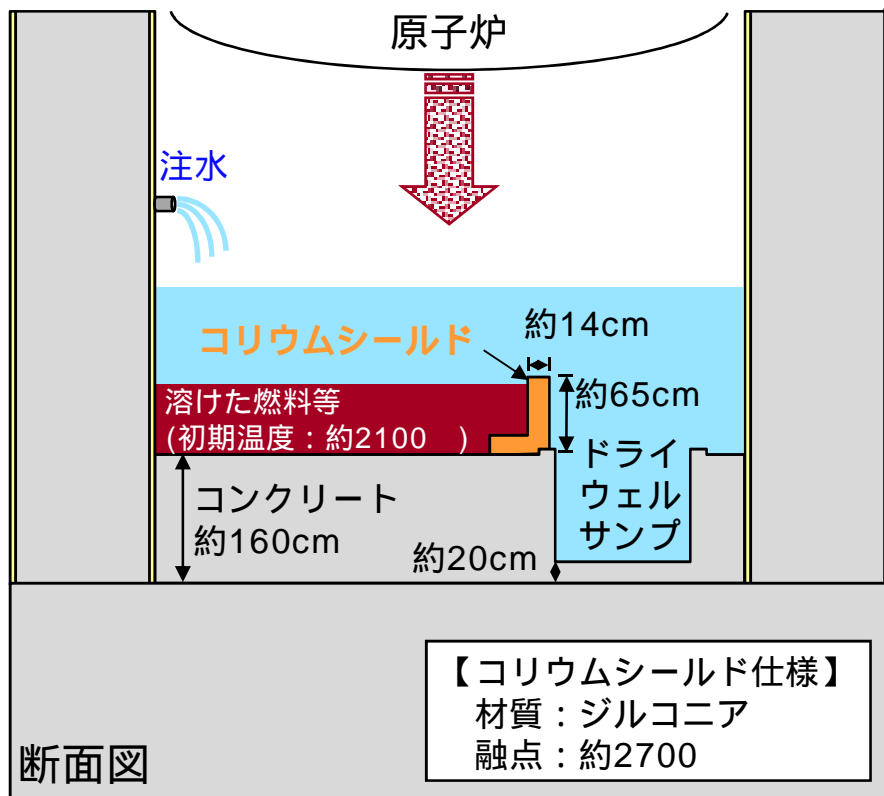
- 当社は、原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合においても原子炉压力容器への注水ができるように、高压代替注水系を設置
- 電力各社に先駆けて設置が完了したことから、現場を確認



4-4 . コリウムシールド（更なる安全性向上対策）

27

- 審査では、溶けた燃料等が原子炉の下へ落下した場合でも、注水によって格納容器を守れる設計であることを確認
- 当社は、さらに安全性を高めるためにコリウムシールド（ジルコニア耐熱材）を設置し、先進的な取り組みとして現場を確認

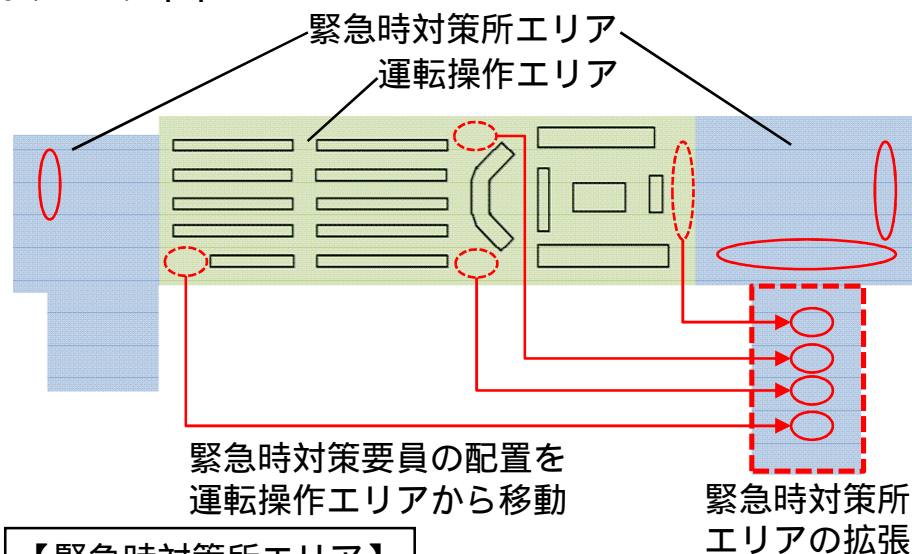


4-5 . 3号機 緊急時対策所

- 当社は、免震重要棟と3号機の各々に緊急時対策所を設置し、審査を踏まえ3号機の緊急時対策所エリアの拡張工事を実施
- 指摘を受けた緊急時対応スペースの確保について、現場を確認

運転操作エリア・緊急時対策所エリアの改善

イメージ図



【緊急時対策所エリア】
面積：約400m²
収容人数：約180名

○ 緊急時対策要員の配置



福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえた 柏崎刈羽原子力発電所における 主な安全対策の取り組み状況

福島第一原子力発電所事故の主な教訓

- **津波に対する防護が脆弱**
単一の要因により安全上重要な機能を一齐に失う
- **全ての電源を失った場合の**
 - ・ 電源復旧の手段が不十分
 - ・ 原子炉などへの注水、冷却の手段が不十分
- **炉心損傷後の影響緩和・放射性物質の放出への備えが不十分**
- **社員の対応力が不足**

自然現象への備え（1 / 2）

教 訓：津波に対する防護が脆弱

主な対策：津波から発電所を守るため、海拔約15mの防潮堤などを設置

海拔約15mの防潮堤（5～7号機）



事故後、津波高さの再評価を待たずに、速やかに防潮堤の設置を決定しました

敷地内が
浸水したら



給気口からの
水の浸入を防ぐ
防潮壁・防潮板



建物内
が浸水したら



建屋内の重要エリアを
浸水から守る水密扉



重要な
エリア
が浸水したら

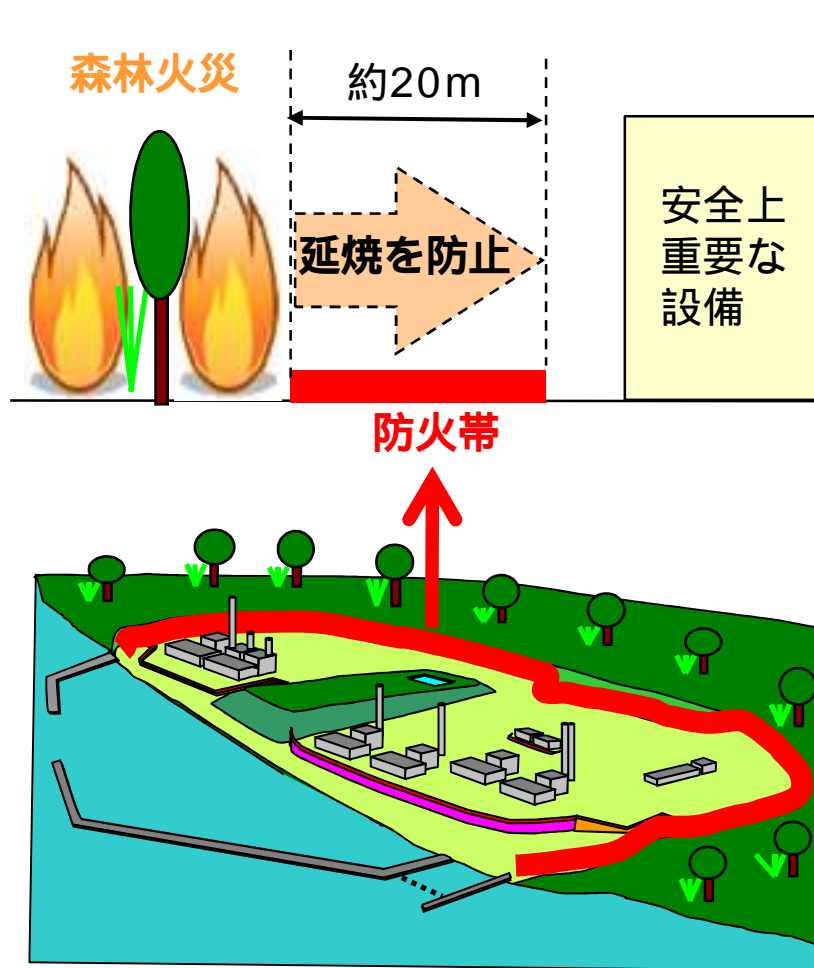


重要エリアに設置した排水設備



自然現象への備え (2 / 2)

教訓：単一の要因により、安全上重要な機能を一齐に失う
主な対策：森林火災からの影響を排除するため、防火帯を設置



工事前



工事後



電源の強化

教訓：全ての電源を失った場合の電源復旧の手段が不十分
主な対策：ガスタービン発電機車や電源車を分散して配置

設置位置（イメージ図）



冷却手段の強化

教訓：全ての電源を失った場合の原子炉などへの注水、冷却手段が不十分
主な対策：原子炉への注水や減圧の手段を強化

高圧代替注水系

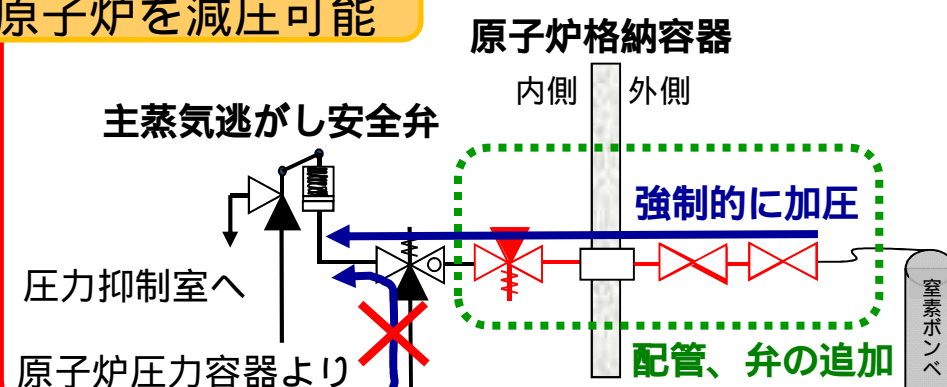
電源喪失時にも
注水可能な蒸気駆動ポンプ



©Tokyo Electric Power Company Holdings, Inc. All Rights Reserved.

減圧手段の強化

電源が無くても
原子炉を減圧可能



低圧の注水設備

- ・電源が無くても原子炉への注水が可能
- ・原子炉建屋外からの複数の接続口を設置

消防車



教訓：炉心損傷後の影響を緩和するための手段の整備が不十分
主な対策：外部への放射性物質の影響を可能な限り低減させるため、
フィルタベント設備等を設置

フィルタベント設備

- 原子炉格納容器の過圧による破損を防止
- 粒子状の放射性物質を約1000分の1以下に低減
- よう素フィルタで有機よう素を98%以上除去



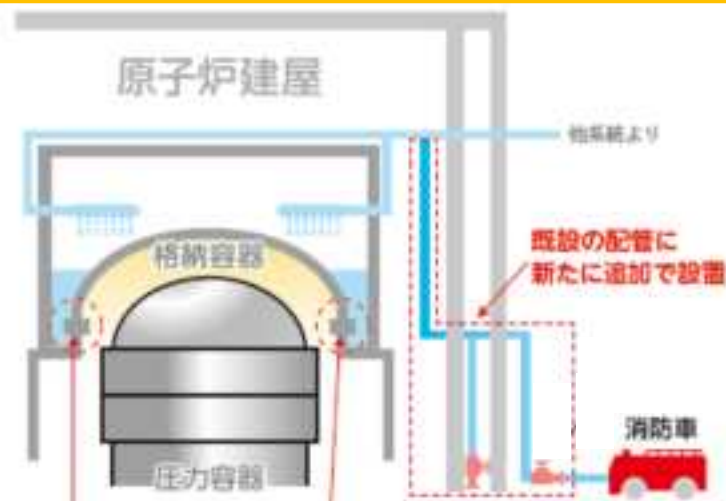
原子炉建屋水素処理設備

- 水素と酸素を再結合
- 再結合には触媒を使用（電源不要）



格納容器頂部水張り設備

原子炉格納容器頂部の過度の温度上昇による破損と原子炉建屋内への水素等の流出を防止



耐熱性に優れた
シール材への変更

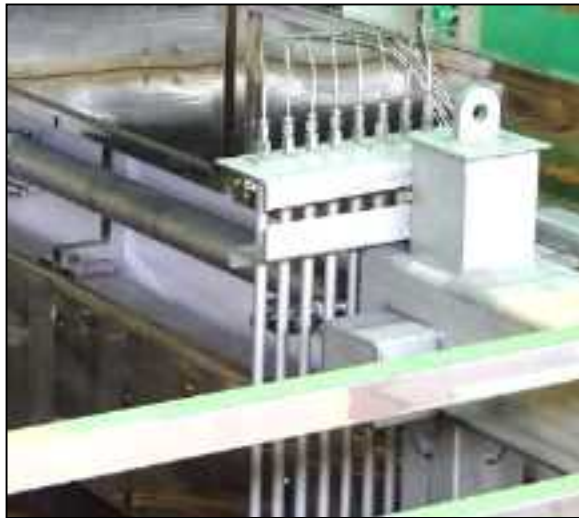
使用済燃料プール対策

教 訓：全ての電源を失った場合の原子炉などへの注水、冷却手段が不十分

主な対策：使用済燃料プールの水位計や冷却のためのスプレイ設備などを設置

水位計

- ・ 使用済燃料プールの底部付近まで計測が可能
- ・ 1 mおきの温度を測定することで水位を確認



スプレイ設備

万一、プール水がなくなった場合でも冷却が可能

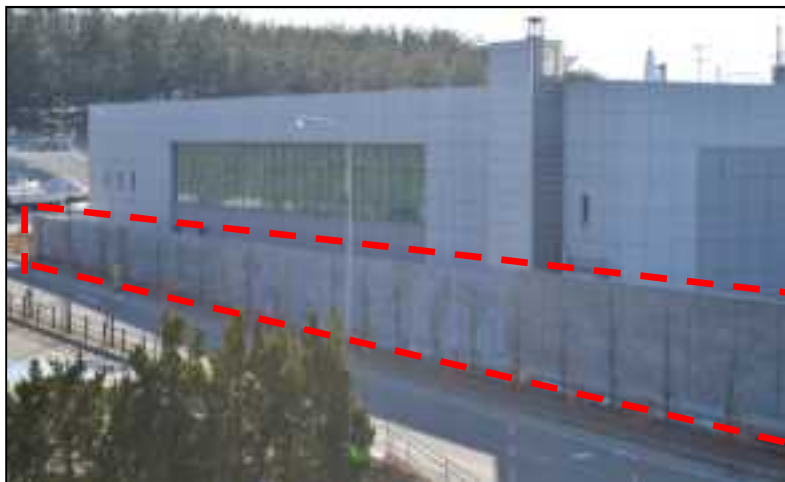


スプレイの試験状況

活動拠点の機能強化

教訓：緊急時における作業環境の整備が不十分
主な対策：免震重要棟の周辺に放射線遮へい壁を設置するなど、放射線防護対策を実施

免震重要棟の周辺に設置した放射線遮へい壁



緊急時対策本部に設置した鉛板の遮へい材



放射性物質の流入を防ぐ陽圧化装置

放射性物質の拡散を防ぐ対策

教訓：放射性物質の放出への備えが不十分

主な対策：敷地外への放射性物質の拡散を抑える大容量放水設備を配備

大容量放水設備

- ・ 原子炉建屋上部への大量の放水が可能（1時間あたり最大で1200m³）
- ・ 放射性物質の大気への拡散を抑制（大量の水滴で叩き落とす）

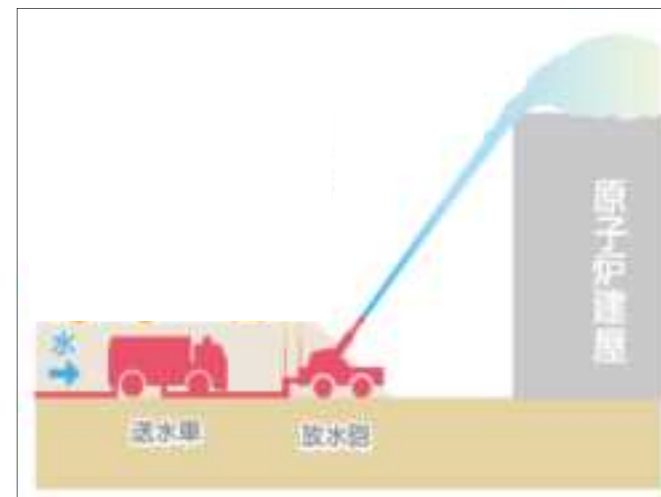
送水車



放水砲



放水イメージ



緊急時における対応力の強化

教 訓：社員の対応力が不足

主な対策：総合訓練、個別訓練を日常的に実施

総合訓練

- ・シナリオ非開示
- ・月に1回以上実施
- ・ICS体制を導入

事故当時、様々な情報が発電所長に集中したため機能毎に自律的に活動できる体制を導入



個別訓練

社員自ら訓練を積み重ねている

がれき撤去や
道路の段差を埋める訓練



消防車の操作訓練



ガスタービン
発電機車の操作訓練



大容量放水設備の
操作訓練

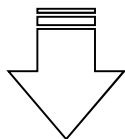


教訓：単一の要因により、安全上重要な機能を一齐に失う
主な対策：火災の深層防護を充実

火災の深層防護（3つの措置）

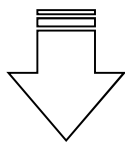
発生を防止

火災が発生して
しまった場合には



検出及び消火

直ちに消火
できなかった
場合に備えて

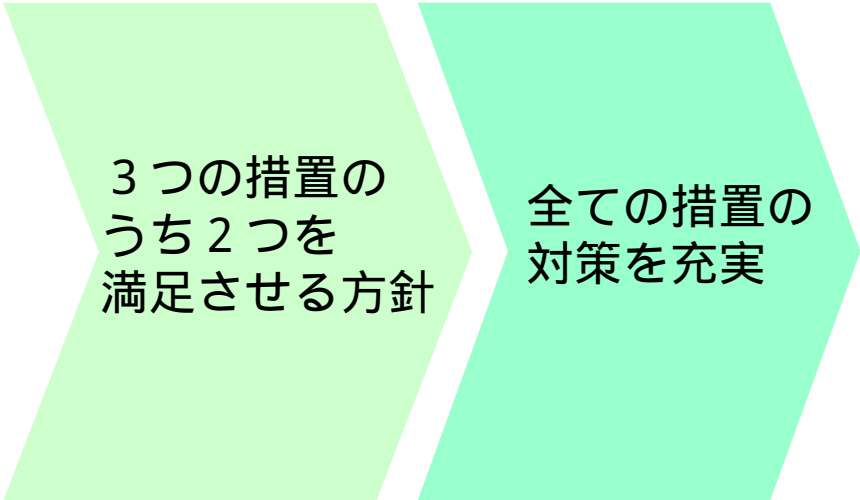


影響を軽減

火災防護への取組方針

これまで

新規制基準



火災防護への取り組み内容

これまで (3つの措置のうち2つを満足させる方針)	新規制基準(追加措置) (全ての措置の対策を充実)
発生を防止	
難燃ケーブルを使用	-
-	水素が発生する可能性のある部屋に「水素検知器」を設置
検出および消火	対策工事を継続中
火災感知器を設置	「複数原理の火災感知器」を設置
危険物貯蔵エリアにのみ固定式ガス消火設備を設置(他は消火器・消火栓)	ケーブルトレイなど可燃物が多い部屋に「固定式ガス消火設備」を追設
影響を軽減	対策工事を継続中
1時間耐火能力をもつ区域を設置	3時間耐火能力をもつ区域を設置
安全系と一般系のケーブルを区分	3時間耐火または同等の耐火性能でケーブルを区分

ケーブルが混在していた件については是正工事中(6、7号機については完了)

ケーブルの是正状況

影響軽減に対する不適合としてのケーブル跨ぎ等の是正を進めており、
6、7号機については完了

是正前



是正後



金属管



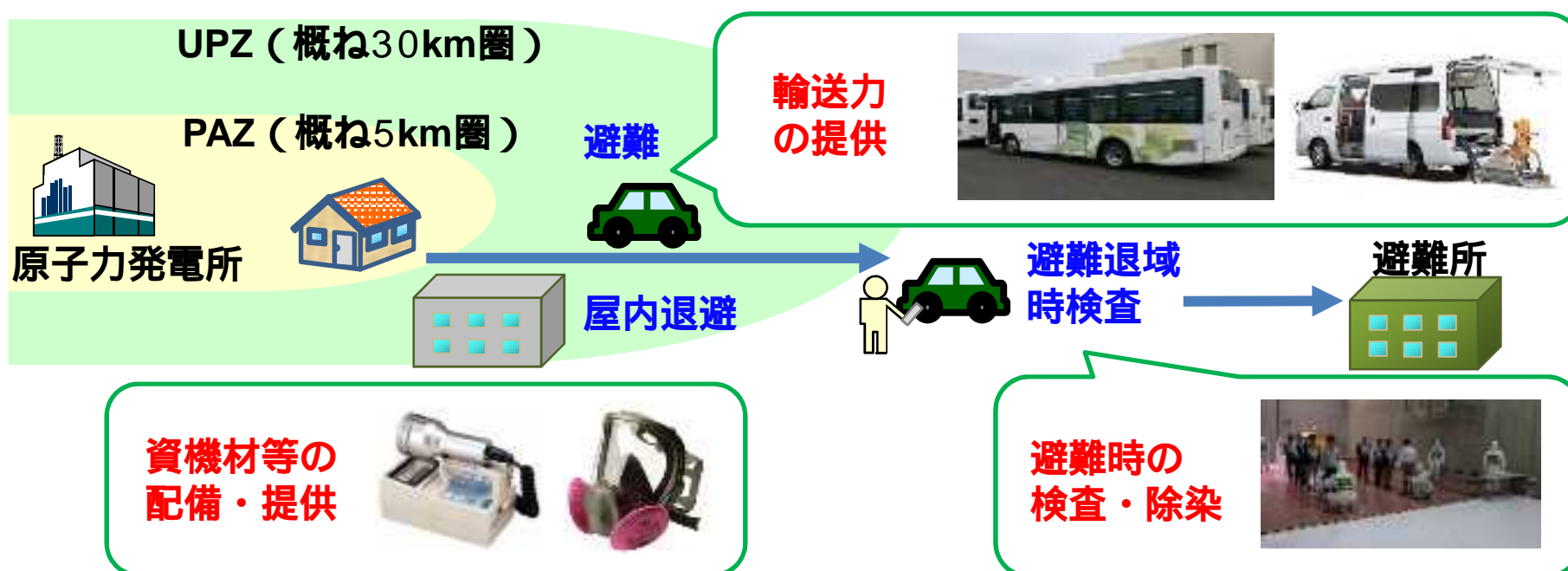
金属管



原子力災害発生時の 地域の皆さまの安全確保に関する 当社の取り組みについて

1. 原子力災害発生時の安全確保のために

原子力災害の発生時には、避難計画に基づき、避難、屋内退避などの防護措置が講じられる
地域の皆さまの安全が確保されるよう、原子力事業者として、最大限の取り組みを行う



2-1 . 輸送力の提供

原子力災害が発生した場合、要支援者の方々などの避難に必要な輸送手段（バス、福祉車両など）を、当社からできる限り提供

【バス】

発電所の従業員送迎用バスなどの活用と共に、台数が不足する場合には、新規に調達を行い、必要な台数を確保
運転手についても当社から派遣



【福祉車両】

福祉車両（車椅子タイプ、ストレッチャータイプ）を調達し、必要な台数を確保
運転手、補助者についても当社から派遣



2-2. 避難時の検査、除染などの実施

**避難退域時検査に検査・除染要員を派遣し、
車両や住民の皆さまの検査などを実施**

除染等によって発生した汚染水等も処理

**福島復興推進活動などを通じて 20,000名
以上の社員が放射線測定の研修を受講して
おり、これらの経験を踏まえて体制を整備**



福島復興推進活動



清掃・片づけ、除草作業、一時帰宅対応など
269,850人（平成25年1月～平成28年7月末実績）

福島除染推進活動



モニタリング対応、国直轄除染への対応など
180,436人（平成25年1月～平成28年7月末実績）

2-3. 放射線防護資機材の配備・提供

避難時の検査などに備えて、**放射線防護資機材などを配備**

- ・災害対策支援拠点などに配備
- ・原子力事業者間の協力協定により提供
- ・他の原子力発電所などから可能な範囲で提供



タイベックスーツ
(29,000着)



GM管サーベイメータ
(348台)



個人線量計
(900個)



全面マスク
(900個)

原子力事業者12社(注)間の協力協定により提供される資機材の例

(注) 北海道電力、東北電力、東京電力ホールディングス、中部電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、日本原子力発電、電源開発、日本原燃の12社

2-4. 災害対策支援拠点の追加設置

発電所の事故収束を支援する体制を充実させると共に、住民の皆さまの安全確保にも役立つ支援拠点の追加設置を検討

【候補地点】

出雲崎町（発電所から北東方位）

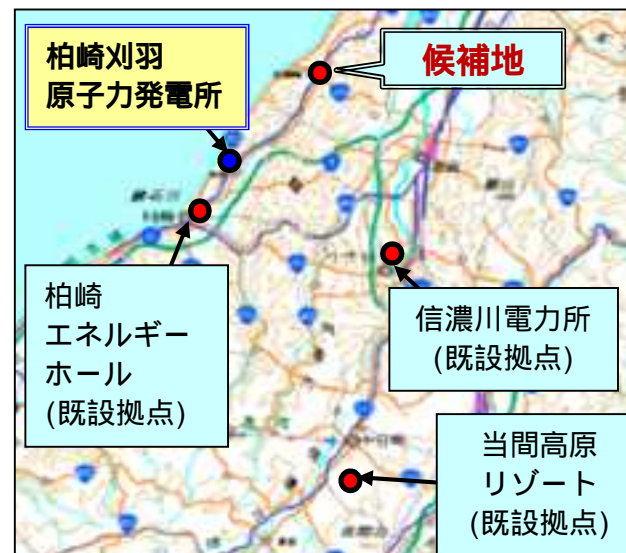
【機能】

(1) 発電所の事故収束活動の後方支援

- ・ 資機材輸送用車両の駐車
- ・ 資機材コンテナ倉庫の設置
- ・ 発電所緊急時要員の一時集合場所

(2) 住民の皆さまの安全確保

- ・ (1)の資機材、用地、要員の活用
〔エアドームテント、毛布、照明、発電機、通信装置、水、食糧等〕



背景地図等のデータは、国土地理院の電子国土Webシステムから配信されたもの



エアドームテント

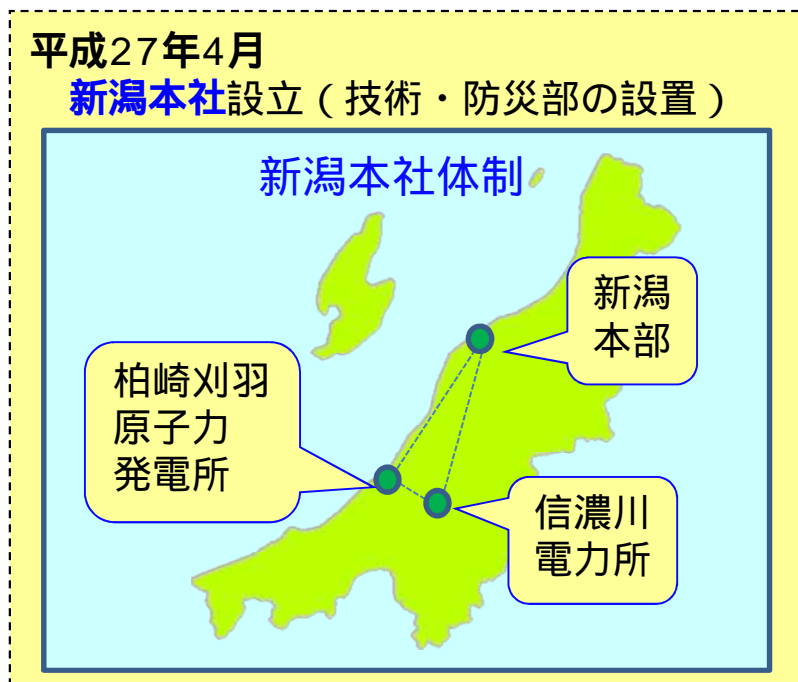


水、食糧

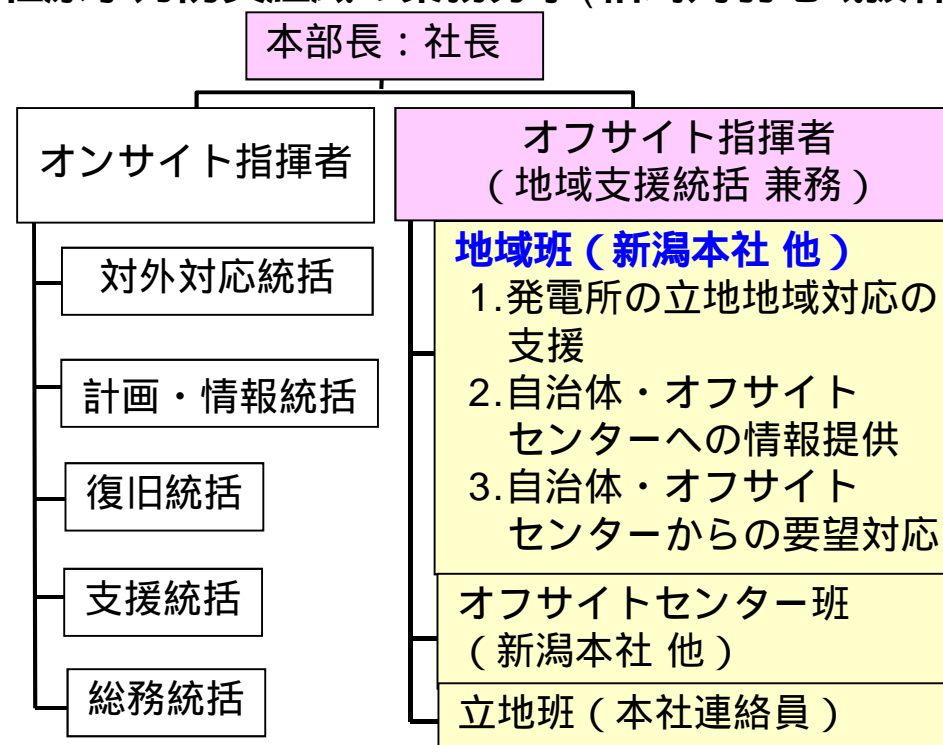
3. 原子力災害対策に係る当社体制の充実

原子力防災組織として、本社に立地班、発電所に立地・広報班を設け、事前シナリオを伏せた**原子力防災訓練**を実施。的確に機能するための検証を継続
原子力災害が発生した際に、住民の皆さまの避難に係る取り組みを迅速かつ的確に行うため、体制を強化

【平時からの体制強化】



【本社原子力防災組織の業務分掌(柏崎刈羽地域抜粋)】



3-1. 防災訓練に関する自治体との連携

新潟県原子力防災訓練（平成26年11月11日）

- ・ 県、オフサイトセンター、発電所30km圏内の9自治体に社員を派遣

発電所30km圏内自治体+県との防災訓練

- ・ 自治体担当者が当社訓練を視察 及び/ 又は 当社社員を自治体に派遣



当社派遣者による状況説明
（自治体対策本部）



事業者ブース
（オフサイトセンター）

3-2. 原子力事業者間の支援体制の拡充

原子力災害が発生した場合に備え、**原子力事業者間で協力協定を締結し、人的・物的な支援体制を整備**

支援内容は、福島第一原子力発電所事故の対応実績等を踏まえ随時充実化

名称	原子力災害時における原子力事業者間協力協定
締結者	原子力事業者12社
主な項目	環境放射線モニタリング/避難退域時検査/除染作業等への協力要員派遣、資機材の貸与

締結/改定時期	主な改定内容	要員数（全電力合計）
平成12年6月	（協定締結）	44人
平成24年9月	要員、資機材の追加 （個人線量計、タイベック スーツなどの追加	60人
平成26年10月	「住民避難の支援」を明記 要員、資機材の増加 原子力災害対策指針の反映	300人

3 - 3 . 柏崎刈羽地域原子力防災協議会・作業部会への参加

具体的な取り組み内容は、**地域原子力防災協議会の協議を経て取りまとめ**
 当社は、協議会を補佐する**作業部会にオブザーバー参加**
 当社は、協議結果に基づき、**事業者としての役割を遂行**

地域原子力防災
協議会の設置地域

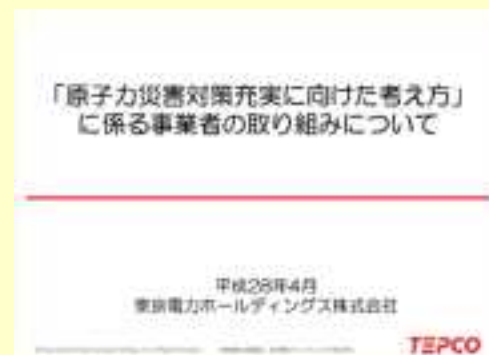


作業部会の開催実績

- 第1回 平成27年6月11日
- 第2回 平成28年4月26日
- 第3回 平成28年6月24日
- 第4回 平成28年8月29日

当社の参加

- 全4回にオブザーバー参加
- 第2回作業部会にて『「原子力災害対策充実に向けた考え方」に係る事業者の取り組みについて』を説明



(参考) 作業部会の構成と取り組み事項

作業部会の構成

内閣府、自衛隊、海上保安庁、経済産業省、原子力規制庁、新潟県、新潟県警察本部、柏崎市、刈羽村、長岡市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、上越市、出雲崎町、**東京電力ホールディングス**

取り組み事項（避難計画の具体化・充実化）



地域の実情等に
応じた防護対策



拡散予測計算結果
の活用方法



要支援者の防護対策
(避難、屋内退避)



民間事業者との
協定締結



医療機関・福祉施設・
学校等の避難計画



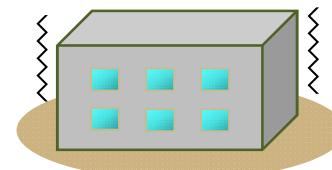
安定ヨウ素剤
の配布方法



避難退域時
検査の体制



避難対象地域の設定と
Eリングポストの配置・整理



複合災害、
豪雪時等の避難



屋内退避者へ
の物資輸送

4. まとめ：当社の取り組み

原子力災害が発生した場合に備え、
地域原子力防災協議会などの協議を踏まえて、
原子力事業者として、最大限の取り組みを行ってまいります。

原子力事業者間の連携強化に努めるなど、
原子力災害対策の充実を継続してまいります。

柏崎刈羽原子力発電所では、引き続き、福島第一原子力発電所事故の反省を踏まえた安全対策を着実に実施し、新規制基準の適合性審査に真摯に対応していきます。

当社は「福島第一原子力発電所事故を決して忘れることなく、昨日より今日、今日より明日の安全レベルを高め、比類なき安全を創造し続ける原子力事業者になる」との決意のもと、原子力安全を高めるための取り組みを進めてまいります。